

能代市災害時要援護者避難支援プラン全体計画の概要

1 基本的考え方（1ページ）

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「能代市地域防災計画」の「災害時要援護者の安全の確保に関する計画」を具体化するものとして、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものです。

この計画に基づき、要援護者一人ひとりの避難計画である個別計画を作成し、自助・地域（近隣）の共助を基本とした情報伝達体制や避難支援体制の整備を図っていきます。

2 避難支援プランの対象者の考え方（2ページ）

次に掲げる方のうち、災害が発生した場合に必要な情報を迅速かつ的確に把握することや、災害から自らを守るために安全に避難することなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方を対象とします。

- (1) 介護保険における要介護認定者
- (2) 障害者
- (3) ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の者
- (4) その他市長が必要と認める者
 - ア 妊産婦及び乳幼児
 - イ 難病患者
 - ウ 日本語に不慣れな在住外国人
 - エ その他災害時の避難に関し支援が必要な者

3 要援護者情報の収集・共有の方法（2～3ページ）

- (1) 市は、福祉担当部局等がそれぞれ把握している要援護者に関する情報について、能代市個人情報保護条例の規定による手続きを経て、災害時要援護者リストとして整理し、関係部局で情報を共有します。
- (2) 災害時要援護者リストとして把握した要援護者のうち、要援護者避難支援プラン（個別計画）の策定を希望する方の同意を求め、災害時要援護者避難支援プラン登録者台帳へ登録します。同意を得た方の情報を、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員等へ提供し、要援護者の情報把握や確認、避難支援者の確保、避難所、避難経路等の確認などの必要な支援により、別紙の記入例のような個別計画を策定します。

4 避難支援体制（4～5ページ）

- (1) 市の避難支援体制
 - 平常時：要援護者情報の共有化、個別計画策定、防災訓練、福祉避難所の確保等
 - 災害時：避難準備情報等の伝達、避難誘導、安否確認・避難状況の情報収集等
- (2) 関係機関等の主な役割
 - ① 自主防災組織、自治会・町内会
 - 平常時：地域の要援護者の把握、避難支援者の確保、避難場所、避難ルートの確認等
 - 災害時：避難準備情報等の伝達、避難誘導、安否確認、避難所運営への協力等
 - ② 民生委員・児童委員
 - 平常時：地域の要援護者の把握・見守り、個別計画策定支援等
 - 災害時：避難準備情報等の伝達、避難誘導・安否確認への協力、避難所での相談等
 - ③ 社会福祉協議会
 - 平常時：要援護者台帳・福祉マップ作成、見守りのネットワーク化、避難訓練等
 - 災害時：災害ボランティアセンター設置、避難所、被災者への支援等

④避難支援者（要援護者1人に対し、複数の避難支援者を選出）

平常時：要援護者の見守り、個別計画の把握・確認、避難訓練への参加等

災害時：避難準備情報等の伝達、避難支援行動、安否確認等

5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法（6ページ）

災害発生時の避難準備情報等は、自主防災組織、自治会・町内会を通じて要援護者、避難支援者へ直接情報伝達します。その際福祉関係機関・団体のネットワークも情報伝達に活用するなどし、複数のルートから要援護者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備します。

6 洪水ハザードマップ・地震防災マップ等の整備・活用方法（7ページ）

洪水ハザードマップ、地震防災マップ等を整備し、平常時から避難経路や避難所の位置などを確認するとともに、在宅の要援護者の避難支援を実施できる体制を構築します。

7 避難誘導の手段・経路等（7ページ）

避難準備情報等を発令した場合は、市と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行います。

8 避難所における支援方法（8～9ページ）

避難所においては、災害時要援護者の避難状況について情報収集し、要援護者の状態や性別等に配慮した避難環境を整備します。

災害時要援護者の要望を把握するため、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得ながら、要援護者用相談窓口を設け、要援護者の不安解消に努めます。

また、避難生活長期化に対し、健康相談、二次的健康被害の予防、こころのケア等を実施するほか、必要に応じて福祉避難所への移動や緊急入所・入院などの措置を行います。

災害時要援護者が、安心して生活ができる体制を整備した施設を予め福祉避難所として指定し、災害時に必要数を確保できるように、事前に施設と協定を結ぶこととします。

9 要援護者避難訓練の実施（9ページ）

平常時から声かけや見守り活動等、地域における各種活動により連携を深め、近隣のネットワークづくりをすすめます。また、防災訓練には、地域住民や要援護者、避難支援者の積極的な参加を促し、要援護者の居住情報の共有や、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行い、地域全体の防災意識の向上を図ります。

10 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（9～10ページ）

- (1) おおむね平成24年度を目途に、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難支援プラン（個別計画）を策定するものとします。
- (2) 災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、定期的に災害時要援護者リストおよび要援護者登録台帳を整理し、更新していきます。
- (3) 避難支援プラン（個別計画）の内容は、個別計画の配布先として指定された者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意します。

11 計画の見直し（10ページ）

この計画に基づく災害時要援護者情報の収集、避難支援プラン（個別計画）の策定、福祉避難所の指定、避難訓練等を具体的に実施し、見直し・検証することにより、必要に応じて適宜修正を加えながら、地域の要援護者の安全・安心の確保に努めるものとします。